

手続き及び様式一覧

平成25年2月現在

	内容等	提出書類	常勤職員が取得できる制度		契約職員が取得できる制度			
			取得の可否		有給 無給	取得の可否		
			女性	男性				
保健指導・健康診査	妊娠周期に応じてそれぞれ1日の勤務時間の範囲以内	特別休暇簿 母子手帳の写し	○	—	有給	○	—	有給
妊娠中の通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲	特別休暇簿 母性健康管理指導事項連絡カード	○	—	有給	○	—	有給
妊娠中の休憩・補食	必要と認められた時間	特別休暇簿 母性健康管理指導事項連絡カード	○	—	有給	○	—	有給
妊娠産婦職員の超過勤務及び深夜勤務の制限	妊娠中及び産後1年を経過しない女性職員が請求した場合		○	—	—	○	—	—
産前・産後休暇	産前：8週間以内 産後：出産の翌日から8週間	特別休暇簿 母子手帳の写し	○	—	有給	○	—	無給
出産立会等休暇	出産のための入院から出産後2週間を経過するまでの2日の範囲内	特別休暇簿	—	○	有給	×	×	—
育児参加休暇	妻が出産後8週を経過するまでの期間に、その子を養育する場合、5日の範囲内	特別休暇簿	—	○	有給	×	×	—
看護休暇	小学校就学の始期に達するまで子に対する看護（年5日の範囲）	特別休暇簿	○	○	有給	○	○	無給
授乳等休暇	1日2回それぞれ30分以内	特別休暇簿 母子手帳の写し	○	○	有給	○	○	無給
育児休業	同居する3歳に満たない子を養育する場合	育児休業等申出書 母子手帳の写し	○	○	無給	○	○	無給
育児休業等の期間変更	1回に限り変更することができる	育児休業等期間変更申出書	○	○	—	○	○	—
育児休業等の撤回	育児休業開始予定日の前日までに学長に提出することにより、撤回することができる	育児休業等撤回届	○	○	—	○	○	—
育児のための短時間勤務	1週あたり19時間25分～24時間35分の短時間勤務	育児短時間勤務承認請求書 母子手帳の写し	○	○	—	×	×	—
育児短時間勤務の勤務変更	育児短時間勤務の期間を延長することができる	育児短時間勤務変更申出書	○	○	—	×	×	—
育児短時間勤務の撤回	育児短時間勤務開始予定日の前日までに学長に提出することにより、撤回することができる	育児短時間勤務撤回届	○	○	—	×	×	—
育児部分休業	1日を通じて勤務時間が5時間45分になるまでの範囲内で30分単位での休業措置	育児休業等申出書 母子手帳の写し	○	○	無給	×	×	—
育児部分休業（始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ）	始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ	育児休業等申出書 母子手帳の写し	○	○	—	○	○	—
育児のための時間外勤務の制限	子が小学校就学の始期に達するまで	時間外勤務制限申請書 母子手帳の写し	○	○	—	○	○	—
育児のための時間外勤務の免除	同居する3歳に満たない子を養育する場合	育児休業等申出書 母子手帳の写し	○	○	—	○	○	—
育児のための深夜勤務の免除	子が小学校就学の始期に達するまで	深夜勤務免除申請書 母子手帳の写し	○	○	—	○	○	—
生理休暇	生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合	特別休暇簿	○	—	有給	○	—	無給
介護休暇	2週間以上常時介護を必要とする者の介護（年5日の範囲）	特別休暇簿 要介護者の状態等申出書	○	○	有給	○	○	無給
介護休業	2週間以上常時介護を必要とする者の介護（介護休業をした日数が186日まで）	介護休業等申出書 要介護状態証明書	○	○	無給	○	○	無給
介護休業等期間の変更	1回に限り変更することができる	介護休業等期間変更届 要介護状態証明書	○	○	—	○	○	—
介護休業等の撤回	介護休業開始予定日の前日までに学長に提出することにより、撤回することができる	介護休業等撤回届	○	○	—	○	○	—
介護のための時間外勤務の制限	1回につき、1月以上1年以内の期間	時間外勤務制限申請書 要介護状態証明書	○	○	—	○	○	—
介護のための深夜勤務の制限	1回につき、1月以上6月以内の期間	深夜勤務免除申請書 要介護状態証明書	○	○	—	○	○	—